

令和2年2月26日

医療法人くろえクリニック

代理人弁護士 堂免 修 殿

同 久留 倫太郎 殿

首都圏青年ユニオン連合会

東京都港区三田1-7-1

パークコート麻布十番ザ・タワー1608

執行委員長

組合員



団体交渉開催の申入れ

先日の貴法人への団体交渉開催申入れにつきまして、日程調整等につき時間的猶予がない中でのご提案となってしまったこととお詫び申し上げます。当組合より、改めて以下のとおり団体交渉の開催を申し入れますので、令和2年3月13日までにメールにてご回答をお願い致します。

記

1 交渉項目

- (1) 各種パワーハラスメントに基づく慰謝料請求について
- (2) 離職票の訂正要求について
- (3) 労働条件明示義務違反及び雇用契約書の捏造に基づく慰謝料請求について
- (4) 時間外労働に対する未払賃金の請求について
- (5) 出張手当の不支給について

2 交渉日時

当組合と致しましては、できる限り早い段階での団体交渉の開催を実現させたい所存でございます。つきましては、3月及び4月中で貴法人及び貴殿らのご都合の良い日時を複数ご提示ください。

3 開催場所： 大分県大分市内の貸会議室

開催場所につきまして、貴殿らは当事者双方に最も関連性のある貴法人が鹿児島市に

あることを理由に鹿児島市での開催をご希望とのことですが、前回は申し上げましたとおり、参席を予定している 〇〇〇〇 は現在大分市内に居住しているため、貴殿らがご提案の鹿児島市での開催となりますと、 〇〇〇〇 に時間的・経済的な負担を強いることとなり、その参加が困難となります。本件団交事項は、 〇〇〇〇 の労働条件に関するものでございますので、 〇〇〇〇 本人の参加は、当組合のみならず貴法人にとっても建設的な交渉を実現する上で有意義なものになると存じます。それゆえ、当組合と致しましては、改めて大分市内での開催をご提案させていただきますので、改めてご検討下さいますようお願い申し上げます。それでもなお貴殿ら及び貴法人におかれまして、大分市内での開催を困難とする事情があるとのことであれば、開催地を両者が提案する中間地点に当たる宮崎県での実施にする等、合理的な譲歩案をご提示下さいますと幸いです。

4 出席者

当組合側 当組合役員若干名及び 〇〇〇〇 本人の出席を予定しております。
貴法人側 貴法人理事長、パワハラ当事者職員及び代理人弁護士のご参席をご検討下さい。開催場所との関係により、全員のご都合が合わない場合には、上記のうち一部の方のご参席でも構いません。

5 結語

以上の通り、対面による団体交渉の申入れをさせていただきますので、団体交渉ルールにつきご検討のほど宜しくようお願い申し上げます。前回は申し上げましたとおり、次回以降の開催にあたっては、鹿児島県内での開催も柔軟に検討させていただきたいと考えておりますので、組合員参席の上での初回開催となる今回につきましては、上記提案にご協力いただきますよう何卒宜しくようお願い申し上げます。

以上